

随意契約理由書

神戸市

件 名	令和 5 年度 西神・山手線および北神線 電車重要部検査 (ATC/ATO 装置等の検査)
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部
根 拠 法 令	地方公営企業法 施行令 第 21 条の 14 第 1 項 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は告示で、重要部検査は 4 年または走行距離が 60 万 km のいずれか短い期間毎、全般検査は 8 年毎となっている。</p> <p>検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。</p> <p>本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に ATC/O 装置・車両情報制御装置・SIV 装置・TVS 装置・主幹制御器製作を担当した三菱電機株式会社以外にはないが、同社は平成 20 年度より上記業者に電車保守業務を移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。</p>	
担 当 部 署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)